

京都市立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第142号

京都市立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則

京都市立芸術大学大学院学則の一部を次のように改正する。

別表第1美術研究科の項中「20」を「24」に、「40」を「48」に、

「

デザイン専攻	5	10
--------	---	----

」を「

デザイン専攻	6	12
--------	---	----

」に、「4

7」を「52」に、「94」を「104」に改め、同表音楽研究科の項中

「

作曲・音楽学専攻	5	10
----------	---	----

」を「

作曲・指揮専攻	3	6
---------	---	---

」に、

「

声楽専攻	5	10
計	20	40

」を「

声楽専攻	5	10
音楽学専攻	3	6
計	21	42

」に改め、

同表合計の項中「67」を「73」に、「134」を「146」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市立芸術大学大学院学則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成16年4月1日前に京都市立芸術大学に入学した者の取扱いについては、なお従前の例による。

(総務局芸術大学総務課)